

(改正後全文)

雇児発第509号  
平成13年8月2日

【一部改正】平成17年4月20日雇児発第0420001号

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について

夫等からの暴力により保護を必要とする母子については、これまでも母子生活支援施設において保護が行われているところであるが、近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすおそれが高まってきている。

このため、母子生活支援施設の夜間警備体制を強化することとし、次のとおり実施方法を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

#### 1 趣旨

近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制の強化を図るものである。

#### 2 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等への事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）

長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 宿直制又は常直制を実施しており、夜間における入所者等の処遇が適切に行える職員体制となっている施設であること。
- (3) 夫等の暴力を理由とする入所者が継続的に見込まれる施設であること。
- (4) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

### 3 実施にあたっての留意事項

- (1) 夜間警備体制の強化にあたっては、入所者及び職員の安全確保を図るため、職員の雇い上げ又は委託契約等適切な方法により行うものとする。  
ただし、入所者の処遇の観点から、すでに宿直制を実施している施設にあつては、機械設備等の活用により警備体制を強化する場合も対象とする。  
なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としないものとする。
- (2) 夜間警備体制の強化にあたっては、警察との連携が重要であることから、その一層の緊密化に努めること。

### 4 経費

この実施のための経費については「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

別紙様式 1

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業  
指定状況について

標記について、平成13年8月2日児家発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の2に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	夜間警備強化事業実施施設申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業指定施設一覧  
……別紙

別紙

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の  
強化事業指定施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名： )

番号	指定施設名	経営主体	夜間警備体制強化 事業開始年月日

別紙様式2

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業  
実施状況について

標記について、平成13年8月2日児家発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の2に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2 平成 年度夜間警備体制強化事業実施施設別実施報告書

……別紙

平成 年度夜間警備体制強化事業実施施設別実施報告書

(都道府県・指定都市・中核市名： )

施設名	設置 主体	認可定員 (世帯)	職 員 の 状 況 (うち非常勤) [うち併 任]								夫等の 暴力に よる母 子の入 所状況 (世帯)	夜間 休日 受入 体制	夜間警備 の 内 容	備 考
		暫定定員 (世帯)	施設長	母 子 支援員	保育士	少年指 導員兼 事務員	調理員 等	自立支 援職員	嘱託医	合 計				
所在地	経営 主体	現 員 (世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]		
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]		

- 注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の ( ) に人数を再掲すること。
- 2 併任職員がいる場合は、職員の状況の [ ] に人数を再掲すること。
- 3 夫等の暴力による母子の入所状況欄は、事業実施年度の4月1日現在の入所世帯数を記載するとともに、( ) に過去3年間の実績を記入すること。
- 4 夜間警備の内容については、職員の雇い上げ、業務委託等の別、警備員の配置時間、機械警備等にあつてはその警備システム、通報等があつた場合に委託会社から警備員が施設に到着できる時間その他警備の内容を記載すること。
- 5 宿直制を実施する施設にあつては、(ア) 職員勤務ローテーション表、(イ) 「断続的な宿直又は日直勤務許可書」(写) を添付すること。
- 6 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知) の第2の非常勤職員をいう。
- 7 備考欄には、警察との連携状況その他の事項で、事業を採択する上で参考になることを記載すること。